

コープしがの電子マネー機能付きポイントカード

生活協同組合コープしが こびたカード(組合員証兼プリペイドカード)利用約款

第1条. 本約款の目的

本約款は、生活協同組合コープしが(以下「生協」という)が発行する組合員証兼プリペイドカードこびたカード(以下「こびたカード」という)に付帯する「こびたカードサービス」について規定するものであり、組合員がこびたカードを使用しプリペイド機能を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、こびたカードサービスに付随した関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

第2条. 定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. こびたカードとは、コープしがのポイントカード機能に加え、こびたカードマネーによる、こびたカードサービス機能をもつカードです。コープしががアプリ内の組合員証表示機能、二次元コード決済機能もこびたカードと見なします。2. こびたカードマネーとは、生協が発行したこびたカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。3. こびたカードサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりこびたカードにチャージされたこびたカードマネーを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスを含みます。4. チャージとは、第4条、チャージ(入金)に定める方法により、組合員がこびたカードにこびたカードマネーを加算することをいいます。5. こびたカード残高とは、最後にこびたカードを照会した日における、こびたカードマネーの残数量をいいます。

第3条. 不正使用等の禁止

1. コープしがの組合員及び同居の家族のみで使用できます。他人への貸与・譲渡はできません。2. 組合員は、こびたカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。3. 次のいずれかに該当するときは、当生協は組合員にカードの利用を中断し、カード自体を失効したうえで、組合員のカードを当生協にお引き渡しいたします。(1) 組合員が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合(2) カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合(3) 本約款に違反した場合(4) その他、本カードが不正に利用された場合4. 前項各号の疑いがある場合、当生協は調査の為、一時的にカードをお預かりできるものとします。5. 尚、当生協は、本条3項各号該当行為をした組合員に対しては、当該カードの交換・再発行・返金等は一切一切お断じします。

第4条. チャージ(入金)

1. 組合員は、生協所定の場所・方法にてこびたカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり40,000円までチャージすることができます。1枚のこびたカードに対して、上限45,000円で繰り返しチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のおりカードに金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」という)。プレミアムは組合員のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に依りて生協が付与する場合があります。プレミアムは1枚のこびたカードに対して5,000円以下とします。② このこびたカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め50,000円です。

第5条. こびたカードサービスの利用

1. 組合員は、生協でこびたカードサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、生協が定める一部商品、サービスについて、利用を制限する場合があります。2. 組合員が生協でこびたカードサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、こびたカード残高から商品等購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。3. 組合員は、こびたカード残高が商品等の購入合計額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払っていただく。4. 組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるこびたカードの枚数は、1枚に限ります。5. 組合員は、こびたカードサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるこびたカード残高を照会し、誤りがないことを確認していただきます。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出ていただきます。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該こびたカード残高について誤りがない事を了承したことになります。ただし、組合員が証拠に基づき誤りを立証した時はこの限りではありません。

第6条. こびたカード残高

1. こびたカード残高は、こびたカードサービス利用時のレシート、チャージ機、コープしがアプリ、生協ホームページにて照会することができます。2. 生協ホームページにおいては、生協所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することができます。ただし、システム都合上、表示できる内容、件数は生協の定めることとなります。照会に際しては電話番号及びインターネット利用代金等は組合員のご負担となります。3. 組合員は最後にこびたカードサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し、こびたカード残高はゼロとなります。

第7条. こびたカード残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、こびたカード残高を他のカードに移行することはできません。

第8条. こびたカードサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、こびたカードサービスを利用すること、及びこびたカード残高の照会をすることができない場合があります。2. 前項の場合、こびたカードにチャージされているこびたカード残高の現金の払い戻しは出来ないとします。3. 脱退前にこびたカード残高を使い切った後に、こびたカードはご返却ください。

第9条. 換金等不可

第16条に定めることにより、生協がこびたカードサービスを終了する場合を除き、こびたカード残高の換金または現金の払戻しはできません。

第10条. 脱退

1. 組合員は生協所定の方法により生協を脱退することができるものとします。この時、生協所定の期間が経過したときに、組合員資格が喪失され、こびたカードの利用ができなくなります。2. 前項の場合、こびたカードにチャージされているこびたカード残高の現金の払い戻しは出来ないとします。3. 脱退前にこびたカード残高を使い切った後に、こびたカードはご返却ください。

第11条. こびたカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

こびたカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたこびたカード残高が再発行されたこびたカードに引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。

第12条. こびたカードの紛失・盗難時の場合

1. 紛失・盗難により、生協が認めてこびたカードが再発行された場合、生協でこびたカードの利用停止措置が完了した時点でのこびたカード残高が再発行されたこびたカードに引き継がれるものとします。組合員がこびたカードの紛失・盗難を申し出たから生協による利用停止措置が完了するまでに2日程度、利用停止措置が完了した時点でのこびたカード残高の移行、および再発行には5日程度を要する場合があります。組合員は了承するものとします。この場合、利用停止措置が完了する前にこびたカード残高を第三者により利用された場合や逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重大失失による場合を除きます。2. 組合員が紛失・盗難届出時にこびたカード残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したこびたカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。3. 紛失・盗難によるこびたカード再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。

第13条. 生協との紛議

1. 組合員が、こびたカードサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、組合員から返品を求められた場合や、瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協の間で解決のものとします。2. 前項の場合においても、組合員は、生協に対し、こびたカードサービスの利用行為の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条. 個人情報の収集・利用

組合員(本条において、こびたカードサービスの申し込みをしようとする方を含みます)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびこびたカードサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、生協が定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

第15条. 約款の変更

1. 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他店舗サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができるものとします。前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を通知して、利用者への周知を図ります。① 利用者への配布(必要に応じて)② 電子メールでの送達等の電磁的方法(必要に応じて)③ WEBサイトへの掲示④ 生協が定める適切な方法2. また、約款変更後、組合員がチャージ、こびたカードサービスを利用した商品等の購入、こびたカード残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。3. また、前項に関わらず、約款変更後、組合員が脱退することなく1カ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条. こびたカードサービスの終了

1. 生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、こびたカードサービスを全面的に終了することができるものとします。(1) 社会情勢の変化(2) 法令の改廃(3) その他生協のやむを得ない都合による場合2. 前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、こびたカード残高に相当する現金の払戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条. 制限責任

こびたカードサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、組合員がこびたカードサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等については、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重大失失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第18条. 通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第19条. 業務委託

生協は、本約款に基づくこびたカードサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条. 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】

- こびたカードサービスに関するお問い合わせ、ご相談等は、下記までご連絡ください。
- 個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

生活協同組合コープしが

店舗事業部 〒525-0035 草津市西草津2丁目1-1 (電話)077-569-4515

コープゼネ店 〒520-0803 大津市電が丘1-1 (電話)077-522-5111

コープもりや店 〒524-0041 守山市勝部3丁目15-30 (電話)077-583-4649

コープかた店 〒520-0244 大津市衣川1丁目17-1 (電話)077-573-3777

コープながは店 〒526-0831 長浜市宮司町1200 (電話)0749-64-6100

(URL) <https://www.pak2.com/shop/copita.html>

